

令和5年10月1日

No.58

発 行:社会福祉法人洋野町社会福祉協議会

本 所: 〒028-7914 岩手県九戸郡洋野町種市23-27-1 TEL65-5360 FAX65-5450 大野事務所: 〒028-8802 岩手県九戸郡洋野町大野56-78-30 TEL77-2180 FAX77-2181

ホームページ: https://hirono-shakyo.or.jp

今年も共同募金運動にご協力をお願いします!



ひとりひとりの小さなお金。

そのお金に「難かの助けになりたい」という 気持ちがこもって十人、百人、千人と集まれば、 大きな力に変わります。

赤い羽根は、小さなことをしています。 小さな活動をたくさん、何十年と続けています。 つまり、赤い羽根は、大きなことをしています。

意志あるお金、募金のチカラ。

赤い羽根共同募金



今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まりました。共同募金運動は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、国民一人ひとりのたすけあい精神に基づく募金運動です。

今年も町民皆さまの温かいご理解ご協力をよろしく お願いいたします。 (関連記事2~3ページ)

| 主な内容 | ページ |
|------------------|------------|
| 赤い羽根共同募金運動について | ······ 2~3 |
| 日常生活自立支援事業のご案内 | 4 |
| 生活福祉資金貸付制度のご案内 | 5 |
| 就労継続支援B型事業所パワース | ズ利用者募集 |
| ・社協会費納入 σ | Dお礼と報告 6 |
| 福祉の話題 | ····· 7 |
| ふくし情報コーナー | 8 |

この広報紙は、共同募金の助成により発行しています。

「地域の福祉、みんなで参加」

りました。町民皆さまのご理解ご協力をお願いします!!

10月1日から全国一斉に『共同募金運動』が始まりました。

今年も街頭募金をはじめ、戸別募金、学校募金、職域募金などの方法で10月1日から 12月31日までの3ヶ月間、募金活動を実施いたします。町民皆さまの温かいご理解ご協力をお願いします。

洋野町の今年の目標額は 4,828,000円

(赤い羽根共同募金運動2,961,000円、歳末たすけあい運動1,867,000円)

赤い羽根共同募金の流れ

町民の皆さんから寄せられた募金

〔戸別募金・学校募金・窓□募金・職域募金〕

岩手県共同募金会洋野町共同募金委員会

事務局:洋野町社会福祉協議会内

全額送金

民間福祉施設や社会福祉協議会等へ助成

寄せられた募金の約70%は、募金をいただいた地域で使われています。残りの30%は、市区町村を超えた広域的な課題を解決するための活動に都道府県の範囲内で使われています。

岩手県共同募金会

翌年度 助成

洋野町における赤い羽根共同募金の使いみち

令和4年度の共同募金運動に寄せられた募金のうち、町社会福祉協議会では、1,825,317円の助成を受け、令和5年度において次の事業を実施するために有効に活用させていただきます。

○在宅福祉活動のために

- ・一人暮らし高齢者給食サービス事業
- ・ふれあいいきいきサロン

○広報調査活動のために

- ・社協だより発行
- ふれあいサロンだより発行



○社会参加活動のために

・一人暮らし高齢者の集い

○福祉のまちづくりのために

- ・福祉まつり
- ·地域福祉団体助成事業

○ボランティア活動のために

・ボランティア活動参加促進事業

○団体援助活動のために

・子ども食堂支援事業





赤い羽根共同募金運動

10月1日 12月31日 10月1日から全国一斉に「共同募金運動」が始ま



~募金の取り組み方法について~

戸別募金



行政推進員さんを通じて各世帯に 赤い羽根を配布して、募金のご協力 をお願いします。

街頭募金



町内のボランティアの方々にご協力をいただき、街頭で募金のご協力を呼びかけます。

学校募金



福祉教育を目的に町内小・中・高等学校の児童・生徒へ募金のご協力を呼びかけます。

法人募金



町内の企業等で共同募金運動の趣 旨にご理解をいただき、ご協力いた だく募金です。

職域募金



官公庁や団体等で働いている皆さんに募金のご協力をお願いします。

窓口募金



町内店舗等に募金箱を設置していただき、募金のご協力をお願いします。

イベント募金



町内のイベント等で来場者の皆さんに募金のご協力を呼びかけます。

歳末たすけあい運動

12月1日~12月31日

12月1日から12月31日までの 期間は、歳末たすけあい運動を実 施します。

引き続き、町民皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いします。



共同募金に関するお問い合わせ先

町共同募金委員会(町社会福祉協議会内)

所: TEL 65-5360 FAX 65-5450

大野事務所: TEL 77-2180 FAX 77-2181

日常生活自立支援事業のご案内

高齢の方や障がいがある方が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、また、それに伴う日常的金銭管理などを行う事業です。

1. どんな人が利用できるの?

自分ひとりで判断することに不安な方やお金の管理に困っている方など



- ●介護保険関係の書類がたくさんくるけど、どう手続きしたらいいかわからない
- ●福祉サービスを使いたいけど、どうすればいいかわからない
- ●計画的にお金を使いたいけどいつも迷ってしまう
- ●最近物忘れが多くて預金通帳をちゃんとしまったかいつも心配

2. どんなサービスが受けられるの?

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用で きるようにお手伝いします。



2 日常的金銭管理 サービス

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。



3 書類等預かり サービス

大切な印鑑や証書などを安全な 場所でお預かりします。



3. サービスの利用手続きはどうすればいいの?



1 ・相談の受付

まず、社会福祉協議会にご 連絡ください。ご本人以外 でも、ご家族など身近な 方、民生委員などを通じて のお問い合わせにも対応し ます。



2 相談打ち合わせ

専門員がご自宅を訪問し、 親身になってご相談に応じ ます。ご相談に当たってはプ ライバシーに配慮し、秘密は 必ず守ります。



多 契約書・ 支援計画の作成

お困りのことやご希望などご 本人の意向を確認しながら、 支援計画を作成します。その 後に、契約内容等をご提案 します。



4 契約・ ・サービス開始

契約内容・支援計画に納得いただければ、利用契約を結びます。契約後、支援計画に沿って、生活支援員がサービスを提供します。

4. サービスの利用に費用はかかりますか?

ご相談は無料です。 ……ご相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。

サービスは有料です。……福祉サービス利用援助、金銭管理などのサービスを利用する際は 料金がかかります。1回1時間あたりおおむね1,300円です。

※生活保護を受けている方は無料です。

生活福祉資金 貸付制度

この制度は、所得の少ない世帯、障がいのある人や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、低い利子(一部無利子)でお金を貸し付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長を図り、社会参加の促進を図る貸付制度です。

○ご利用いただける世帯

低所得世帯/障がい者世帯/高齢者世帯/生活保護世帯 ○連帯保証人

原則として必要。ただし連帯保証人なしでも貸付可能な 場合があります。

○貸付利子

連帯保証人を立てた場合は無利子/連帯保証人を立てない場合は年1.5%(教育支援資金と緊急小口資金については、連帯保証人の有無にかかわらず無利子)

○延滞利子

期限までに償還できない場合は、残元金に対して年3% の延滞利子が発生します。

- ※ 他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合は、他制度を優先していただきます。(母子父子寡婦福祉 資金貸付制度、日本学生支援機構による奨学金など)
- ※ この貸付資金は、生活の安定や立て直しを図ることを 目的としていますので、お住まいの地区の民生委員が支援・相談にあたります。

| | 資金の種類 | 貸付限度額 | |
|---|--|--|--|
| | 総合支援資金 … 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのた | | |
| 1 | 計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立を見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、 | | |
| ' | | | |
| | 貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることについて同意し | | |
| | 生活支援費・生活再建までの間に必要な生活費用 | (2人以上)月20万円以内 (単 身)月15万円以内 | |
| | 住宅入居費 | (丰 岁)月13月15以 | |
| | ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 | 40万円以内 | |
| | 一時生活再建費 ・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 | 60万円以内 | |
| 2 | 福祉資金 … 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯等に対し、次に掲げる経費と | . 7貸 .付ける資全 | |
| | ・ 個社員並 … 似が特色市、陸がが自色市文は同断自色市寺に対し、人に掲げる社員として負し的ける真並 福祉費 | | |
| | 生業を営むために必要な経費 | 460万円以内 | |
| | 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 580万円以内(技能習得期間による) | |
| | 技能自得に必要な経質及びその期间中の主記を維持するために必要な経質 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 | 250万円以内 (技能自特別间による) | |
| | 福祉用具等の購入に必要な経費 | 170万円以内 | |
| | 障がい者用自動車の購入に必要な経費 | 250万円以内 | |
| | 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 | 513.6万円以内 | |
| | 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために | 230万円以内 | |
| | 必要な経費 | (療養期間による) | |
| | 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の | 230万円以内 | |
| | 生計を維持するために必要な経費 | (介護サービスを受ける期間による) | |
| | 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 | 150万円以内 | |
| | 冠婚葬祭に必要な経費 | 50万円以内 | |
| | 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 | 50万円以内 | |
| | 就職、技能習得等の支度に必要な経費 | 50万円以内 | |
| | その他日常生活上一時的に必要な経費 | 50万円以内 | |
| | 緊急小口資金 ・緊急的かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ※利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事 業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付 後の継続的な支援を受けることについて同意していただく必要があります。 | 10万円以内 | |
| 3 | 教育支援資金 … 低所得世帯等に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 | | |
| | 教育支援費 ・高校、大学、高等専門学校等への就学に際し必要な経費 | (高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内 | |
| | 就学支度費 ・高校、大学、高等専門学校等への入学に際し必要な経費 | 50万円以内 | |
| 4 | 不動産担保型生活資金 … 一定の居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金 | | |
| | 不動産担保型生活資金 ・低所得の高齢者世帯対象 | 月30万円以内 宅地評価額の7割程度 | |
| | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ・要保護の高齢者世帯対象 | 居住用不動産の評価額の7割程度 (生活扶助額の1.5倍以内) | |

就労継続支援B型事業所パワーズ

利用者募集中!!

●定 員

20名

●主たる対象者

①知的障害者(18歳未満の方を除く)

②精神障害者(18歳未満の方を除く)

③身体障害者(18歳未満の方及び原則として自力で移動等が困難な方を除く)

●生産活動

クリーニング、木製フラワースタンド等木製雑 貨製作、クラフトバンド製品製作作業 ※能力等に応じた作業を提供します。

● 1 日の流れ

9:50~10:00 朝礼

10:00~12:00 生産活動等 12:00~13:00 昼食・休憩 13:00~15:00 生産活動等 15:00~15:30 掃除・終礼

●事業所所在地・お問い合わせ先

岩手県九戸郡洋野町大野62-57-1 TEL 0194-77-2180 (町社会福祉協議会大野事務所)

●営業日及び営業時間

【営業日】

月曜日〜金曜日(ただし、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び8月13日から8月19日を除く)

【営業時間】

午前8時30分~午後5時15分

●その他のサービス等

生活相談・健康管理、送迎サービスの他、季節 行事、利用者・職員交流会等も行います。



見学・体験利用、随時受付中です! お気軽にお問い合わせ下さい!

令和5年度**洋野町社会福祉協議会会費納入のお礼と報告**

令和5年度社協会費の納入について、町民の皆様より多大なご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。 皆様よりご協力いただいた会費は、町の地域福祉推進のための貴重な財源として有効に活用させていただきますので、今後とも当協議会へのご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

また、社協会費の取りまとめ等にご協力をいただいた、行政推進員及び月番・班長の皆様に深く感謝申し上げます。

総額 5.027.000円 ※令和5年10月1日現在

一般会費 4,972,000円(4,972件分)

●一般会費とは…

町内の各世帯 1世帯あたり1,000円

賛助会費 55,000円 (27件分)

- ●賛助会費とは…
 - ・本会の趣旨に賛同してくださる篤志者等 1,001円以上
 - ・本会役員及び評議員 2,000円

町民皆様よりご協力をいただいた会費は、 町の地域福祉推進のために下記のような事業等に有効に活用します。



- ●地域での福祉活動のために…
- ●児童生徒のボランティア教育推進のために…
- ●地域福祉やボランティアに関する各種研修事業のために…
- ●社協運営事業のために…

福祉の話題

令和5年度 第1回 社会福祉講座

『地域福祉活動 ~ふれあいサロンボランティア体験~』

8月4日(金)、友楽会(大野上組地区コミュニティ消防センター)で町内の小学生が参加し、第1回社会福祉講座(ボランティアスクール)を開催しました。

本講座は、身近なところに集まって高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的に、参加者とボランティアが一緒に運営しているふれあいサロン「友楽会」さんにご協力いただき 『ふれあいサロンボランティア体験』をテーマに開催したものです。

体験当日は、サロンのみなさんが温かく迎えてくださり、会場準備や調理、ストレッチ・レクリエーション活動などを一緒に体験しました。みんなでつくった昼食を食べながら懇談し、友楽会代表の源田サトさんをはじめサロンボランティアのみなさんから、月1回の活動だがみんなとても楽しみにしていることや、一人で作って食べるより、みんなで調理して大勢で食べると食欲がわき元気になる等のお話をいただきました。参加した子どもたちからは「サロンはどれくらいの頻度で開催しているか?」「いつ開催しているか?」などの質問があり、住民主体で取り組む地域活動について理解を深めました。



ふくし情報コーナー ~ Information ~

このページに関するお問い合わせは

◇町社会福祉協議会まで

本 所: ☎65-5360 大野事務所: ☎77-2180

赤い羽根募金自動販売機設置協力者募集

~自動販売機の設置で地域貢献~

岩手県共同募金会洋野町共同募金委員会では、地域福祉を推進するための財源確保のため、「赤い羽根自動販売機」の設置推進に取り組んでいます。この自動販売機は、清涼飲料水の自動販売機による売り上げの一部を寄付していただくもので、この募金は「ふれあいいきいきサロン事業」「一人暮らし高齢者給食サービス事業」等、設置した地域の様々な地域福祉活動に活用されます。



赤い羽根自動販売機 (イメージ)

設置に必要なもの

- ・設置場所の提供 約1㎡(スペースに応じた自販機が選べます)
- ・月々の電気代(販売業者や自動販売機のタイプ等により異なります)

設置のメリット

- ・自動販売機の管理(メンテナンス・在庫管理・商品補充・空き 缶回収等)は販売業者が行うため、設置者は時間や手間をかけ ずに地域貢献をすることができます。
- ・売り上げに応じて所定の販売手数料が販売業者から設置者へ支 払われます。
- ※自動販売機は無償貸与され、設置に伴う費用も無料です。
- ※販売業者は、㈱伊藤園、ダイドードリンコ㈱、みちのくコカ・コーラボトリング㈱などから選ぶことができます。
- ※売り上げの一部が共同募金会に寄付されます。寄付の割合は、販売業者により異なります。

お問い合わせ先

町共同募金委員会(町社会福祉協議会内)

本 所:TEL 65-5360 FAX 65-5450 大野事務所:TEL 77-2180 FAX 77-2181

ご寄付に感謝いたします

有限会社源田技建工業 様 ボックスティッシュ 5箱5セット

有限会社木村水道土木 様 タオル 50枚



古切手収集ボランティア

当協議会では、壊れた車いすを修理して、車いすが不足している海外へ寄贈する「いわて車いすフレンズ」活動を応援しています。そこで、古切手や書き損じハガキなどを募集しており、寄せられた古切手などは、岩手県社会福祉協議

会を通じて、車いすを 海外へ輸送するための 費用として活用されて います。当協議会で は、随時受け付けをし ていますので、ご協力 をお願いします。

